

国際会議に行こう～第4回

ユニークな国際法曹組織

IPBA



当体会員
IPBA初代会長
濱田 邦夫 (14期)
●Kunio Hamada

(1) IPBAの成り立ち

IPBA（環太平洋法曹協会）はアジア・太平洋地区（以下「本地域」という。）で国際取引の分野で活動する内外の弁護士たちが中心となって1991年東京での創立総会で設立され、以来事務局を東京に置く、ユニークな独立の国際法曹組織で

す。当時、日本その他のアジアの弁護士たちが参加していたIBAやLAWASIAでの経験を参考として、本地域で活動する弁護士たちが自らの手で組織を運営し、お互いに交流することにより同地域における法制度の進展と経済活動の興隆に寄与することを目的として設立されたものです。

その組織上の特徴は以下の諸点にあります。

- * 会員は本地域内の「法域（Jurisdiction）」内で法律実務に従事する資格を持つ個人に限定する。（大規模事務所や弁護士会の介入や支配を排除するため）
- * 理事の選出は原則として、会員が25名以上である法域ごとに1名とする。（巨大事務所や会員数の多い法域が組織を支配することを防ぐため）
- * 法域（Jurisdiction）とは一定の領域内で独

自の法制度が適用されている地域を指す。（例えば中国本土と香港、台湾など）

(2) IPBAの組織と活動

IPBAは、毎年本地域内で開かれる年次大会の際行われる総会で選出される、会長、次期会長、副会長および事務総長ほかの役員と理事会により運営されます。年次大会での活動は、国際投資、倒産法、環境法、税法、法律実務その他20以上の専門委員会によって行われています。これには、国際的な経験を積むことが難しい地域の弁護士や、若手弁護士の年次大会等への参加費用を提供するための奨学金委員会などもあります。また、開催地の社会や文化を知る楽しいプログラムもあります。

IPBAの会員は現在57の法域から1500人程度と少ないのですが、年次大会には1000人程度が参加し、自分の専門分野はもちろん、それ以外の分野で活躍する自国・他国の弁護士たちとも親密に交流しています。そのためIPBAは、長続きする仕事上の関係や個人的な友情を育てる、とてもよい出会いの場所になっています。設立以来日本からの会員が300人前後と一番多数であり、ほかの国際法曹組織には無い、異例の比重を誇っています。

(3) 日本人弁護士の活躍

IPBAの設立および創立総会の開催にあたっては、初代の事務総長の大役を担った当第二東京弁護士会の三宅能生弁護士の大活躍があ

りました。同弁護士は、2001年に開催された東京での2回目の年次大会を仕上げ、IPBAの日本人として2人目の会長になりました。その後2011年3月11日の東日本大震災のいわば直後に京都で開かれた年次総会を成功に導いた國谷史朗弁護士が会長になりました。日本で10年ごとに年次総会を開く慣例に従い、来る2021年の日本での4回目の年次総会開催に向け準備を開始する必要があります。創立以来10人目の事務総長である石黒美幸弁護士は、日本人として5人目の事務総長です。

全ての国際的組織において、その運営に携わるためには、当該組織での日常的活動などにより組織全体から認められる必要があります。そのための第一歩は年次総会に参加し、関係委員会のプログラムで発表者などの活動

を経て、同委員会の運営に携わり経験を積んだ上で、組織全体の運営にかかわるチャンスをつかんでゆく必要があります。先に述べたように当IPBAはアジアの弁護士たちにその大きなチャンスを提供する組織です。筆者自身もこの組織を作り上げ、軌道に乗せる際に、国内の弁護士会活動等では得られなかった貴重な経験と勉強をさせてもらいました。

その国際的な経験の予行演習として、日本IPBAの会に参加され、国際分野で活躍する日本や外国の先輩や同僚たちと接することをお勧めします。日本で生まれ、運営されているこのユニークな国際法曹組織を次の世代へ引き継いでゆくためにも、若手、中堅弁護士たちの積極的な参加を期待します。 ■

創業110年の信頼。美術品の鑑定・評価。

東京美術倶楽部[®]

株式会社東京美術倶楽部は美術文化のさらなる発展と向上を願い、展覧会の企画・開催、展示ホール茶室など催事会場のご提供、また美術品の鑑定・評価・著作権管理など様々な分野で活動しています。

〒105-0004 東京都港区新橋 6-19-15 TEL.03-3432-0191 ホームページ : <http://www.toobi.co.jp>

